

入札公告

次のとおり一般競争入札を実施します。

令和6年4月17日

徳島県知事 後藤田 正純

1 入札に付する事項

(1) 業務名

安全運転管理者等講習業務委託

(2) 業務内容

道路交通法第108条の2第1項第1号に規定する、安全運転管理者等に対する講習及び講習に付随する業務であり、当該講習は、道路交通法施行規則第38条第1項の規定に基づき、自動車及び道路の交通に関する法令の知識その他自動車の安全な運転に必要な知識、自動車の運転者に対する交通安全教育に必要な知識及び技能、その他の安全運転管理に必要な知識及び技能等に関し行うものとする。
(詳細については、入札説明書及び仕様書に指定する。)

(3) 業務委託期間

令和6年6月1日から令和7年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査を受け資格を有すると認められた者で、道路交通の安全に寄与することを目的とする法人であること。

(4) (3)の審査により資格を有すると認められた者で、徳島県内に本社を有する者、又は県内の事業所等の代理人に徳島県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者であること。

(5) 入札説明書を入札公告に示した交付場所において交付を受けた者であること。

(6) 次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）とする者でないこと。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

ウ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しない者。

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

(7) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項の規定に基づき、個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理を行うことができること。

(8) 当該業務を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すること。

ア 組織

(ア) 道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者であること。

(イ) 主たる事務所が県内に有すること。

(ウ) 委託業務に従事する職員が直接的な雇用関係にあり、委託業務を行う事務所において、3名以上の職員を委託業務に専従させることができること。

(エ) 配置人員に急な欠員、欠勤が生じた場合、その補てんが確実にできる等、委託業務の継続的な措置が可能な人員配置が確保できる適切な組織体制が整備されていること。

イ 設備

当該講習を行うために必要なテキスト、DVD等の視聴覚教材及び講習に使用するパソコン、プロジェクター等の視聴覚機材が整備できること。

ウ 能力

(ア) 当該講習業務の実施にあたり、安全運転管理に関する専門的知識及び技能を有している職員を雇用していること。

(イ) 上記要件を満たす専任講師を1名以上雇用するとともに、専任講師以外に講習科目、内容等に応じて専門的知識を有する者を講習内容ごとに1名以上確保できること。

(ウ) 事務所内に委託業務を統轄管理する者（以下「管理責任者」という。）を配置できること。

(エ) 管理責任者は、道路の交通に関する業務の管理的又は監督的地位に3年以上あった者を充てること。

(オ) 県下の各地区別に受講者の人数及び利便性を考慮した講習会場を確保できること。

(9) 法人税、消費税及び県税並びに社会保険料を滞納していないものであること。

3 資格審査の申請の方法

(1) 資格審査の申請方法

2の(3)において、資格を有していない者は、入札の1週間前までに一般競争入札参加資格申請書（様式1号、この様式については徳島県ホームページからダウンロードするか、下記に示す場所において配布されているものを使用すること。）に必要書類を添付して下記に示す場所へ提出のうえ資格審査を受けなければならない。（審査内容について審査を担当する職員から説明を求められた場合

は、これに応じるものとする。) 資格審査の結果については、申請者へ通知が行われる。

(2) 資格審査担当場所

徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁4階

徳島県経営戦略部管財課 調度担当

電話番号 088-621-2066

ファクシミリ番号 088-621-2828

電子メールアドレス kanzaika_eshinsei@mail.pref.tokushima.jp

4 入札説明書及び仕様書の交付場所

徳島市万代町2丁目5番地1

徳島県警察本部交通部交通企画課 企画係

電話番号 088-622-3101 (代)

ファクシミリ番号 088-622-3510

電子メールアドレス k-kikaku@police.pref.tokushima.jp

5 入札及び開札執行の場所及び日時

(1) 場所

徳島市万代町2丁目5番地の1 徳島県警察本部1階入札室

(2) 日時

令和6年5月9日(木) 9時30分

(3) 提出方法

持参

6 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

免除する。

8 入札が無効となる事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札参加資格のない者がした入札

(2) 郵便又は電信による入札

(3) 記名のない入札

(4) 入札事項を表示せず、もしくはその記載事項が不明確であり、または一定の金額をもって価格を表示しない入札

(5) 同一事項に対してした2通以上の入札

(6) 他人の代理人を兼ね、または2人以上の代理をした者の入札

(7) 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札

(8) 各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

9 落札者の決定方法

徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）第18条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

10 その他

- (1) 入札参加資格の要件の確認等に必要な書類を令和6年4月30日(火)午後4時までに徳島県警察本部交通企画課に持参して提出すること。入札日前日までに参加資格の有または無の通知をする。入札参加資格有りと認められたもののみが入札に参加することができるものとする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札説明書及び仕様書は令和6年4月17日から同年4月25日まで（徳島県の休日を守る条例（平成元年徳島県条例第3号）第1条第1項各号に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時（正午から午後1時までを除く。）までの間、徳島県警察本部交通企画課において交付する。

(4) 問い合わせ等について

徳島市万代町2丁目5番地1

徳島県警察本部交通部交通企画課 企画係

電話番号 088-622-3101 (代)

ファクシミリ番号 088-622-3510

電子メールアドレス k-kikaku@police.pref.tokushima.jp